

医療機関における 水害時の対策に向けて

～『医療継続』も視野に入れた事前避難を～

日本災害医学会

愛知医科大学 災害医療研究センター 助教

高橋 礼子

DMATが初めて大規模に対応した水害

平成27年9月関東・東北豪雨における被害の状況

- 宅地及び公共施設等の浸水が概ね解消するまでに10日を要した。
- 避難の遅れ等により、多くの住民が孤立し、約4,300人が救助された。

鬼怒川下流域における一般被害の状況

項目	状況等
人的被害	常総市 (死亡2名、重症2名、中等症11名、軽症17名)
住家被害	常総市 (全壊50、大規模半壊914、半壊2,773、床下浸水2,264) 結城市 (半壊11、床上浸水38、床下浸水155) 筑西市 (大規模半壊68、半壊3、床下浸水18) 下妻市 (大規模半壊1、床上浸水58、床下浸水106) つくばみらい市 (半壊13、床上浸水1、床下浸水21)
救助者	ヘリによる救助者数 1,339人 地上部隊による救助者数 2,919人
避難指示等	①避難指示 11,230世帯、31,398人 ②避難勧告 990世帯、2,775人 (※9月29日16時現在)
避難所開設等	避難者数 1,786人 (市内避難所 840人、市外 946人) (※9月18日11時現在)

(茨城県災害対策本部 10月22日16時以前の発表資料より常総市等、関連を抜粋)



2病院が浸水により孤立、病院避難及びその後の診療再開を支援

その後も水害による病院・施設への被害が多発

- 平成28年台風第10号：高齢者施設で浸水・孤立のため避難
- 平成30年7月豪雨（西日本豪雨）：病院で浸水・孤立のため避難
- 令和元年8月の前線に伴う大雨（佐賀豪雨）：病院で浸水・孤立するも籠城
- 令和元年東日本台風（台風19号）：複数県の病院・高齢者施設等で浸水・孤立のため避難
- 令和2年7月豪雨（熊本豪雨）：複数の病院・高齢者施設で浸水・孤立のため避難

都道府県・市町村の担当者の皆さまへ

水防法・土砂災害防止法の改正

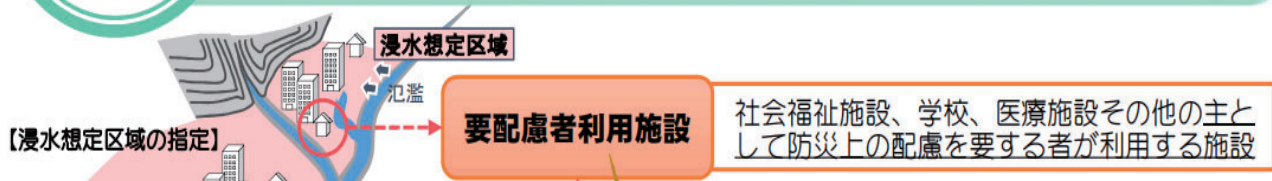
～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 土砂災害防止法の正式名称：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

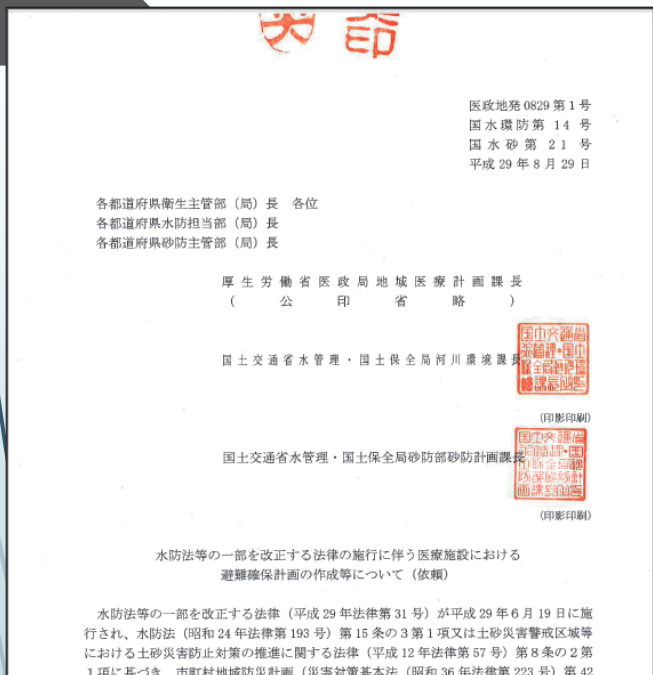
「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

ポイント！

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。



厚生労働省からも・・・



いただくとともに、貴都道府県関係部局等と情報共有を行うなど緊密に連携し、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた医療施設（以下「対象医療施設」という。）が避難確保計画を作成するよう、かつ、貴管内市町村が対象医療施設の避難確保計画の作成状況の確認等を適切かつ確実に実施できるよう配慮方をお願いします。また、対象医療施設の避難確保計画の作成状況については、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査の機会を利用して管理者等に対して聴取するなど、把握に努めていただくようお願いします。

併せて、対象医療施設に該当する貴管下の医療施設に対し、本改正の趣旨及び別紙 2 のとおり国土交通省の Web サイトに掲載された避難確保計画を作成するに当たって参考となる情報の周知方をお願いします。

各都道府県水防担当部（局）長及び砂防主管部（局）長におかれましては、この旨御了知いただき、医療施設についても避難確保計画の点検等を適切かつ確実にを行うよう措置方をお願いします。

【問い合わせ先】

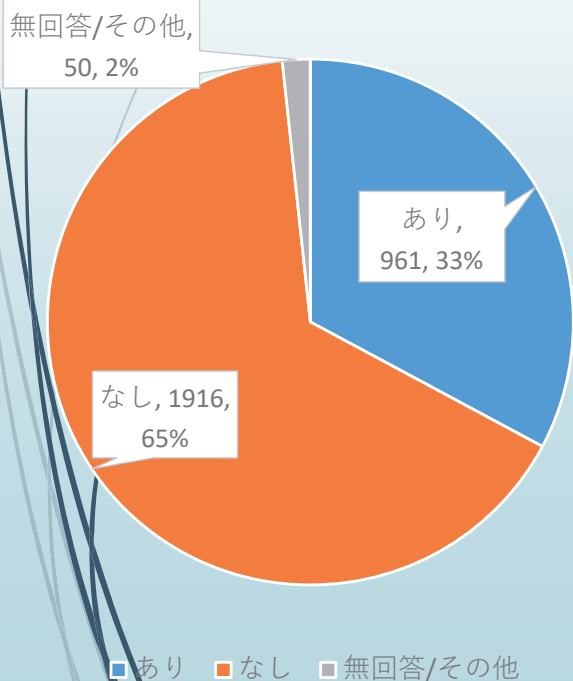
- 衛生主管部関係
厚生労働省医政局地域医療計画課
災害時医師等派遣調整専門官 小谷（内線 4130）
災害医療対策専門官 北久保（内線 2558）
TEL：03-5253-1111（代表） FAX：03-5396-2313
- 水害関係
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室
森長裕佐 小川（内線 35439）
津波水防係長 大山（内線 35457）
TEL：03-5253-8111（代表） FAX：03-5253-1603
- 土砂災害関係
国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課地蔵・火山砂防室
企画専門官 山本（内線 36152）
地蔵対策係長 辻（内線 36154）
TEL：03-5253-8111（代表） FAX：03-5253-1610

医療機関での避難確保計画の作成状況について、各市町村での確認や、立入検査時の聴取などで把握に努めるよう依頼

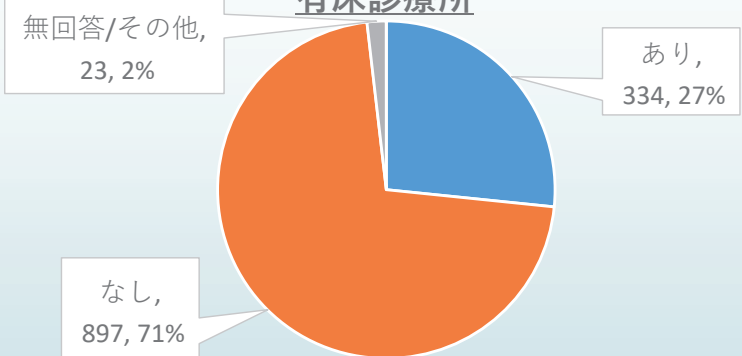
医療施設における避難確保計画作成および訓練実施の実態調査（令和元年9月 DMAT事務局にて実施）

47都道府県中26都道府県より回答

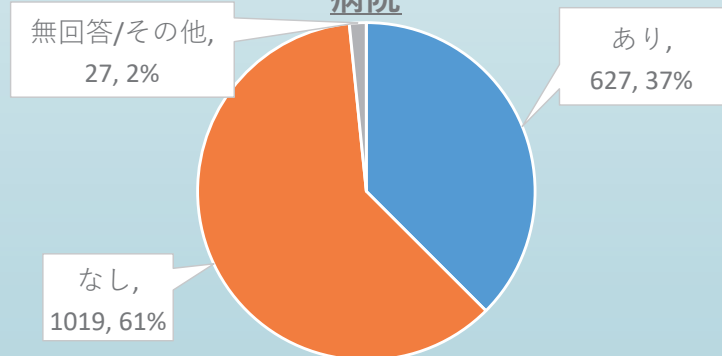
避難確保計画の作成（全体）



有床診療所



病院

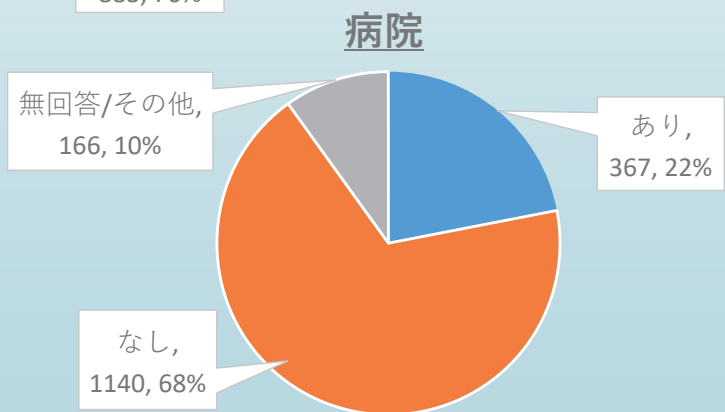
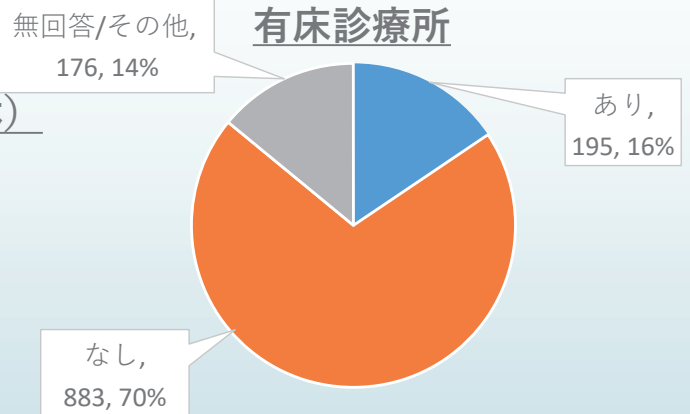
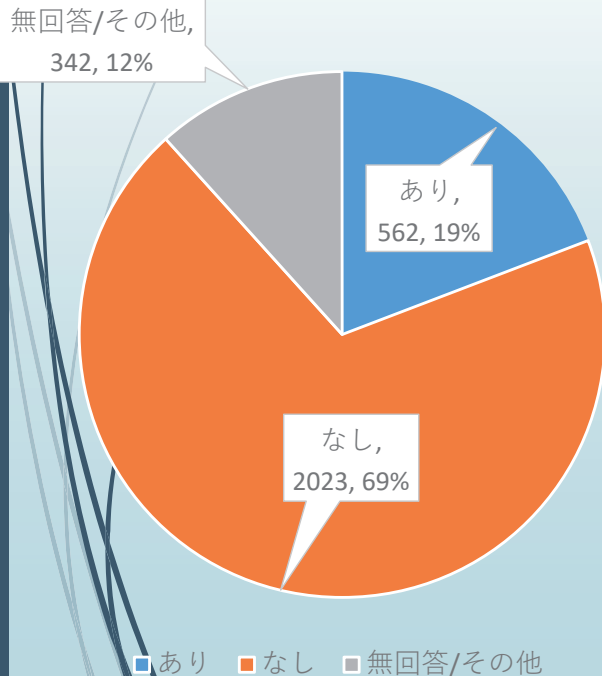


■あり ■なし ■無回答/その他

医療施設における避難確保計画作成および訓練実施の実態調査（令和元年9月 DMAT事務局にて実施）

47都道府県中26都道府県より回答

避難確保計画に基づく訓練実施（全体）



医療施設等（病院、診療所、助産所、介護老人保健施設等）に係る 避難確保計画作成の手引き（洪水・内水・高潮編） 平成29年6月 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

6. 避難誘導

(1) 避難場所

《記載例》

- 洪水時（内水時・高潮時（適宜選択））における避難場所は、〇〇区〇〇町〇丁目「〇〇体育館」とする。
- 周辺の浸水の状況や利用者の健康状態等により上記避難場所への避難が困難な場合には、本施設〇棟の〇階へ避難し、屋内安全確保を図るものとする。

《解説及び留意事項》

- 避難場所については、原則として、洪水ハザードマップ等に記載されている最寄りの指定緊急避難場所を記載するものとする。
 - 移動が困難な要配慮者は、移動に伴うリスクが高いことから、指定緊急避難場所への適切な移動手段が確保できない場合や事態が急変した場合に備え、「近隣の安全な場所」（※1）への避難や「屋内安全確保」（※2）がとれるよう、緊急度合いに応じて対応できる複数の避難先を平時から確保することが望ましい。
 - ただし、屋内安全確保の場合には、浸水の長期化や孤立によって、水や食料、医薬品の補給や体調を崩した場合の処置等に困難を伴うため、必要な物資の備蓄や、市町村防災部局・消防機関等との連絡体制の確保、カルテのバックアップ、最低限必要な照明、医療機器のための自家発電設備等の準備を整えておくなど、留意が必要である。
 - 避難場所は浸水が想定されない場所に設定しなければならない。
- （※1）近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・

入院中の患者を緊急避難場所に避難させても、医療継続は困難

避難確保計画作成の手引き 解説編（令和2年6月）

国土交通省水管理・国土保全局

河川環境課 水防企画室、砂防部 砂防計画課 地震・火山砂防室

2) 避難場所の設定

要配慮者利用施設における避難場所の設定は、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域外における系列施設及び同種類似施設、市町村が指定する指定緊急避難場所の順に優先的に検討します。なお、当日の状況に応じて避難場所を選択できるように、あらかじめ複数の避難場所を検討しておくことが重要です。

※なお、当該地域の避難場所の一覧等を市町村があらかじめ様式4に添付して、施設管理者に配布することも有効です。

○避難場所の考え方

対象となる災害に応じて、適切な避難場所を選びます。浸水想定区域・土砂災害警戒区域等外に位置する系列施設等への立ち退き避難（水平避難）、最寄りの指定緊急避難場所及び指定避難所への立ち退き避難（水平避難）、施設の上階等への屋内安全確保（垂直避難）を検討し設定します。

なお、
所を検討

特に医療機関では**避難場所の選定**が適切かも要確認

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/kaisetsu.pdf>

厚労省・国交省の連名で、各都道府県に 避難の実効性確保及び実態把握を依頼

医政地発0706第1号
国水環防第6号
国水砂第106号
令和3年7月6日

各都道府県衛生主管部（局）長
各都道府県水防担当部（局）長
各都道府県砂防担当部（局）長

殿
殿
殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（ 公 印 省 略 ）
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長
（ 公 印 省 略 ）
国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長
（ 公 印 省 略 ）

医療施設における避難の実効性の確保及び防災対策の実態把握について

令和3年5月10日に公布された「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律

- ① 避難確保計画の令和3年度内の作成推進
- ② 避難確保計画内容への助言・勧告
- ③ 避難訓練結果報告の周知
- ④ 避難対象医療機関の実態把握

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言であることを申し添えます。

今後の課題

- 網羅的・継続的な、医療機関での避難確保計画の作成状況・訓練実施状況の把握
- 医療提供体制の継続も視野に入れた計画の作成・更新
- PDCAサイクルによる避難確保計画の実効性の向上



- 実態調査結果を**実災害時の対応に活用**
- 計画・訓練の更なるブラッシュアップに向けて**実災害対応での知見を提供**

令和元年東日本台風（台風19号）

長野県での高齢者施設対応での課題（一部抜粋）

- **高齢者施設から病院（特に急性期病院）への避難の際、必ずしも『医療』が必要でない入所者については、入所している施設から難色を示されることがあった**
 - 医療保健と介護保険の違い
 - 家族への説明がしづらい（金銭面の負担も含め）
- **受入側の高齢者施設が、受入条件（特に家族の同意）を色々挙げていたため**マッチングに時間がかかった****
 - 行政からの依頼等で、災害時としての柔軟な対応ができていれば、もう少し早めの避難が出来たかもしれない

今後の課題

- 網羅的・継続的な、医療機関での避難確保計画の作成状況・訓練実施状況の把握
- 医療提供体制の継続も視野に入れた計画の作成・更新
- PDCAサイクルによる避難確保計画の実効性の向上



- 実態調査結果を**実災害時の対応**に活用
- 計画・訓練の更なるブラッシュアップに向けて**実災害対応**での知見を提供
- **高齢者施設等**に関しても、医療機関同様、**介護提供体制の継続**を視野に入れた形で、避難確保計画の作成及び実効性向上が必要